

■生活の場を考える

「高齢者自身が『誰とどこで暮らすか』という視点が大切だ。NPO法人「シニアライフ情報センター」(渋谷区)の池田敏史子・代表理事は、そのように提言する。1992年の設立後、住まいを探す側と提供する側の双方に、高齢者の居住に関する情報の提供と相談活動を行ってきた。

「高齢者の住まい」と一括りにしたが、[有料老人ホームなどの集団生活を敬遠する人もいるし、逆に、集団生活が刺激となって老いを防ぐ場合もある」(池田氏)。そのため、カ

ウンセラーや社会福祉士などによる相談支援に力を入れてきた。

同センターの利用者は、元気なうちに持ち家などを処分して住み替えを考える高齢者に加え、近年、介護を要する高齢者の家族からの相談も増加している。池田氏は「施設か住宅かを選ぶのではなく、生活の

て、自治体による施設の監督や、高齢者への情報提供の促進が必要だと訴える。

例えば、都が普及を目指す高齢者専用賃貸住宅(高専賃)について、同センターの荻野栄子研究員の調査では、都内にある民間運営の高専賃40カ所(区部20カ所)のうち、介護保険制度の特定施設に準する「適合

もの仕組みから丁寧の説明すべき」と見る。

施設の売り込みなど情報の氾濫もあり、各自治体には地域包括支援センターなどを通じた公的な情報収集・提供の仕組みが必要だと提起する。「23区も個々に窓口機能を持ち、地域の居宅情報を集約するなどが可能ではないか」(池田氏)。

地域特性を生かす仕組みを

場としての『住まい』を考へることが本質と説明する。高齢者の多様な住まい方の拡大は望ましいが、並行し

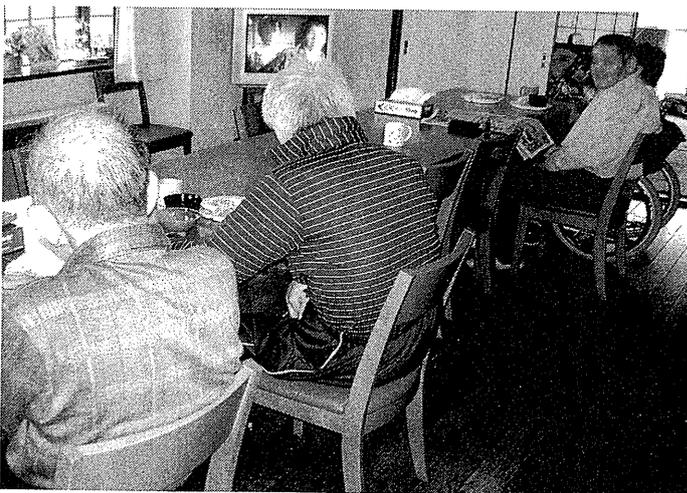
高専賃は12カ所(区部6カ所)にとどまる。施設形態も「1戸当たりの面積が9平方メートルから70平方メートルあり、終身建物賃貸借契約があれば、入居者の自立を前提にする施設がある(荻野氏)のが現状だ。

池田氏は「高専賃は有料老人ホームなどの違いも周知されておらず、そもそも

■箱モノ行政は終わり

23区では従来、高齢者住宅におけるバリアフリー化工事の助成や家賃補助などの施策が行われてきた。最近、見守り活動など、地域社会を通じた施策も出てきている。

都の社会福祉審議会委員を務める高橋敏士・立教大



地域で暮らし続ける幸せを自治体は守れるか (提供=自立支援ネットワークふるさとの会)

終の住み家は何処に

超高齢化に対峙する23区

池田氏は「高専賃は有料老人ホームなどの違いも周知されておらず、そもそも

学教授(コミュニケーション福祉学部)は、介護が必要な低所得高齢者対策を踏まえ、

「従来型の施設を増やせばいい」という議論では解決できないし、そもそも1床千何百万円も使い、箱モノを作る金があるなら、その金

と指摘する。「東京は地価や人件費の高さなどが強調されがちだが、NPOなどを含めた地域の社会資源の豊かさなど、活用すべき利点もある。地域特性を生かしたケアや住まいを議論すべきだ」

終の住み家はどこにあるべきか。多くの人は遠く離れた「桃源郷」ではなく、住み慣れた地域に求めていることは確かだ。

おわり